

平成 21 年度第 4 回大阪市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

平成 22 年 3 月 17 日(水)
午後 5 時～午後 6 時
市役所地下 1 階第 11 共通会議室

開会

議題

- 1 地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）評価のしくみの改定について
- 2 地域包括支援センターの複数化に向けた当面の検討課題について
- 3 評価結果を踏まえた指導経過と今後の対応について

報告

- 1 地域包括支援センター開設に向けた準備状況について
- 2 平成 21 年度認知症高齢者支援ネットワーク事業及び認知症地域ケア多職種共同研修事業について

閉会

配布資料

- ① 地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）評価のしくみの改定について（案）
- ② 地域包括支援センターの複数化に向けた当面の検討課題について
- ③ 評価結果を踏まえた指導経過と今後の対応について（案）
- ④ 地域包括支援センター開設に向けた準備状況について
- ⑤ 平成 21 年度認知症高齢者支援ネットワーク事業及び認知症地域ケア多職種共同研修事業について
- ⑥ 【参考資料】平成 21 年度上半期ランチ別「事業実施のための必要基準」に照らした評価結果一覧

地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）
評価のしくみの改定について（案）

平成22年3月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

地域包括支援センター・総合相談窓口(ランチ) 評価のしくみの改定について(案)

評価のしくみ改定案の主な内容

平成 21 年 11 月～12 月に各区で開催された区地域包括支援センター運営協議会、12 月開催の大阪市地域包括支援センター運営協議会及び評価部会におけるご意見と各地域包括支援センター・ランチ職員、各区保健福祉センター区運営協議会事務局の当事者意見も踏まえ、評価のしくみ改定の検討を行いました。改定案の主な内容は以下のとおりです。

【事業実施基準】

- ◎ 質的な評価について新たに項目を増やし、実態確認により評価を行う

《地域包括支援センター》 **別紙 1**

介護支援専門員への支援、介護予防ケアマネジメント、認知症高齢者支援、権利擁護・虐待防止、センターの周知活動 等

《ランチ》 **別紙 2**

総合相談の対応状況、ランチの周知活動 等

- ◎ 数値基準について、地域包括支援センター・ランチ担当地域の規模等を考慮して設定

《地域包括支援センター》 **別紙 1**

地域ケア会議開催回数、介護支援専門員個別相談件数

《ランチ》 **別紙 2**

総合相談件数

【課題対応取組み報告】

- ◎ 報告項目に「活動テーマ」「地域特性」を追加し、内容を理解しやすくする **別紙 3**

- ◎ 強化してほしいと考えている取組み例を示し、積極的な報告を促す **別紙 4**

- ◎ 評価の基準(5つの視点)について、基本的な考え方を示す **別紙 5**

平成22年度 地域包括支援センターの事業実施基準評価項目(案)

変更及び追加の項目・基準は、ゴシック体文字で表記している

項 目 と 基 準	
運 営 体 制	[職員の適正配置] ・三職種を定数配置している
	[必要書類の作成と確実な提出] ・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出
	[専門性の確保] ——市主催の職員研修にセンターから1名以上が毎回参加している ・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている
	[緊急時の体制整備] ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
	[苦情解決体制の整備] ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を決め、利用者にわかるよう表示している ——苦情対応マニュアルを整備し、記録類を適切に保管している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している
	[個人情報の保護] ・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している
	[介護予防支援プラン作成] ・職員一人あたりのプラン作成が 30件以下
	[中立・公正性の確保] ・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い(占有率50%未満)
	一律、月1回以上 改め
	[ネットワークの構築] ・地域ケア会議を圏域内高齢者人口2万人以上では平均月2回以上開催している(2万人未満で月1回以上) ・ランチ連絡会を隔月に1回以上開催している ・上記以外に関係機関とネットワーク構築に向けた会議に平均月1回以上開催あるいは参加をしている
業 務 別 取 組 み	[包括的継続的ケアマネジメント(ケアマネ支援)] ・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある ※ ・介護支援専門員から事例対応の相談を受け、継続的に支援しているケースがある ・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している
	[総合相談] 総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の2.0%以上 総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の5.0%以上
	※いずれかを満たす
	[介護予防ケアマネジメント] ——新規把握した特定高齢者の20%以上の者にケアプランを作成している ——事業不参加者の理由を把握している ・特定高齢者への効果的な支援のあり方について地域特性を踏まえて検討し、実践・評価している
	[その他] ——食事サービス運営委員会を隔月に1回以上開催している ——地域包括支援センター独自の周知媒体を作成している
	[認知症高齢者支援] 新規項目 ・地域関係者から認知症と思われる高齢者に関する相談を受け、継続的に支援しているケースがある ・専門機関から認知症と思われる高齢者に関する相談を受け、継続的に支援しているケースがある
	[権利擁護・虐待防止] 新規項目 ・通報を受けた初動期の対応について、その重要性を認識し、職員間で確認している ・虐待事例の振り返りを行っている ・高齢者虐待防止の視点から、総合相談支援事例を定期的に点検し、事例対応を行っている
	[センターの周知活動] 新規項目 ・地域の支援関係者に対し、センター活動の理解と利用の促進に取り組んでいる
	○
	○

◎ 実態確認による内容評価の項目を増やし、質的な評価を相互やり取りの中で実施

◆ 項目毎に、求める基準全てを満たすと結果は「○」、1つでも満たさないと「△」、全て満たさないと「×」

※ 新設の11地域包括支援センターは半期で評価するため、基準とする件数や率を1/2とする

平成22年度 ブランチの事業実施基準評価項目(案)

変更及び追加の項目・基準は、ゴシック体文字で表記している

項 目 と 基 準	
運 営 体 制	職員の適正配置 ・実施要領に示す有資格者を常勤換算0.5人以上配置している ※ [ケアマネジャーの場合、ケアプラン担当ケース数を月 20 件 以下 デイサービス兼務の場合、府への報告と突合し、差引き常勤換算0.5以上]
	必要書類の作成と確実な提出 ・総合相談窓口業務実施要領に基づく提出物の期日内提出
	専門性の確保 ・市主催の職員研修に 2/3以上参加している
	緊急時の体制整備 ・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している ◎
	苦情解決体制の整備 ・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を決め、利用者にわかるよう表示している ◎ 苦情対応マニュアルを整備し、記録類を適切に残している ・苦情対応マニュアルの内容を職員が理解し、適切に運用している ◎
	個人情報の保護 ・利用者に関する記録を適正保管している ◎ ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している ◎
	ネットワーク構築の補助 ・担当地域の事例に関する地域ケア会議には必ず参画している ・特別な理由がない限り、ブランチ連絡会に毎回参加している
	総合相談 総合相談実件数が、担当地域高齢者人口の2%以上 総合相談延件数が、担当地域高齢者人口の3%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している ◎
業 務 別 取 組 み	一律、実件数30人以上 延件数45人以上 改め いずれかを満たす
	その他 特定高齢者把握のための講演会参加者に基本チェックリストを実施している ・担当地域内における「特定高齢者把握のための講演会」を1地域ネットワークにつき年1回以上実施している ・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用の促進に取り組んでいる ◎

◎ 実態確認による内容評価の項目を増やし、質的な評価を相互やり取りの中で実施

◆ 項目毎の求める基準全てを満たすと結果は「○」、1つでも満たさないと「△」、全て満たさないと「×」

年間を通して常勤換算1.0以上(常勤専従)配置されていることを確認した場合は、評価する

平成 22 年度 地域包括支援センター・ブランチ課題対応取組み報告書(案)

報告書作成日：平成 年 月 日

活動テーマ	
課題	
対象	
地域特性	
活動目標	
活動内容 (具体的取り組み)	
成果 (根拠となる資料等があれば 添付すること)	
確認者コメント	☐ 地域性 ☐ 継続性 ☐ 浸透性 (拡張性) ☐ 専門性 ☐ 独自性
確認日 年 月 日	
確認者	

課題対応取組み報告の例示について（案）

課題対応取組み報告について、どのような内容を報告してよいのか、イメージがつきにくいと言った意見を踏まえて、大阪市として、地域包括支援センター・ランチに取組みを強化してほしいと考えている以下の4つの大項目について、具体的な取組みを例示して報告を促すこととする。

取組み例

＜認知症高齢者支援＞

- * 啓発講演会等の開催など、地域の関係者と計画段階から連携して実施している
- * 認知症支援関係者の連携強化のためのしくみづくりをしている
- * 認知症サポーターの組織的取組み支援している
- * ケアマネジャーの認知症支援スキルアップに向けて取組んでいる
- * 認知症高齢者の見守り支援のしくみを地域支援関係者と共につくっている
- * 地域ケア会議の集約等により、認知症支援に関する課題を明確にして取組みに活かしている
- * その他

＜権利擁護・虐待防止＞

- * 関係機関と連携し、地域住民に対し、高齢者虐待防止に関する啓発広報活動を効果的に実施している
- * 高齢者虐待の未然防止、早期発見について、ケアマネジャーや事業者へ研修等を実施している
- * 小学校区のようなより身近な地域を単位とした保健医療福祉サービスネットワークや早期発見・見守りネットワークを構築している
- * 外部から専門職を招き、対応した事例の振り返りを行い、後発事例の対応に活かしている
- * その他

＜地域包括支援センター・ランチ認知度の向上＞

- * 地域関係機関・組織への周知の取組み(顔が見える関係作り促進等)
- * 地域高齢者への地域包括支援センター活動の理解促進に向けた取組み
- * 周知媒体の工夫と積極的活用
- * その他

＜特定高齢者の介護予防ケアマネジメント＞

- * 関係機関と連携し、介護予防に関する普及啓発活動を効果的に実施している
- * 特定高齢者が介護予防事業につながるようアプローチの方法を工夫している
- * 生活機能評価の結果、うつ・認知症・閉じこもり傾向のある高齢者に対してアプローチを行い、介護予防事業をはじめとした必要な社会資源につなげている
- * 特定高齢者に対して、地域特性を踏まえた幅広いケアマネジメントを実施している
- * その他

上記の他、圏域内の課題に対応して、積極的に取組んでいる独自活動があれば、報告すること。

課題対応取組み報告書の評価の視点に関する考え方について(案)

【地域性】を評価する視点

- ・ 地域診断(分析)に基づいた計画的で地域に有効な取組みと成果がみえる
- ・ 地域のニーズ・要望を発端とし、地域の力を活かして取組んでいる

【継続性】を評価する視点

- ・ 将来を見通して、課題解決への取組みを計画的に進め、段階に応じた成果がみえる
- ・ 粘り強い継続的な取組みにより、一定の成果がみえてきている

【浸透性・拡張性】を評価する視点

- ・ 課題解決に向けて取組んでいる活動が、その有効性や必要性の理解が広がり、他地域あるいは他職種の支援関係者へと拡大している、さらに活動の深化がみられる

【専門性】を評価する視点

- ・ 活動展開のなかで、チームアプローチによる取組みが功を奏した成果がみられる
- ・ 活動展開のなかで、スーパービジョンやファシリテーション技術を駆使して取組んでいる

【独自性】を評価する視点

- ・ 他では見られない先駆的な取組みと認められる
- ・ 課題解決に向けて、独自の工夫した手法を用いて取組んでいる

スーパービジョンとは・・・

対人援助職者（医療福祉教育現場の特に相談援助職）が専門家としての資質の向上を目指すための教育方法

ファシリテーションとは・・・

会議等の場で、公平な立場に立って、メンバーが積極的に参加できるよう発言を促したり、話の流れを整理することにより、参加者自身が問題解決に向けて取組める条件を整えること

地域包括支援センターの複数化に向けた当面の検討課題について

平成22年3月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

地域包括支援センターの複数化に向けた当面の検討課題について

1 経 過

本市では、高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けられるよう、より身近な地域で高齢者やその家族を継続的・包括的に支援していく観点から、高齢者の生活圏域や地域のつながり等を考慮しながら、隣接する2から3箇所の中学校区をまとめて高齢者人口が概ね1万人前後となるような圏域を設定し、当該圏域を担当する地域包括支援センターを段階的に増設していくこととしている。

増設にあたっては、平成24年度当初の完了を目指して高齢者人口の多い区・圏域から段階的に進めることとし、平成21年4月に3箇所増設し、平成22年4月には11箇所増設する予定となっている。

地域包括支援センターの複数化にあたっては、その効果や課題等についての検証が不可欠であることから、検証の一環として、昨年8月に平野区・西成区の居宅介護支援事業所、地域ネットワーク推進員、新しい地域包括支援センターの利用者等に対するアンケート調査を実施した。

アンケート調査によって明らかとなった課題等については、「受託予定法人選定スケジュールの前倒し」や「業務引継ぎマニュアルの作成」など、平成22年4月の増設に向けて対応可能であるものについては直ちに改善を行い、「中立性・公平性の確保」や「地域包括支援センターの名称」、「認知度の向上」といった課題については、今後引き続き検討していくこととしている。

また、平成24年度当初に複数化が完了した後の区社会福祉協議会が運営する地域包括支援センターの役割やランチのあり方についても、検証を進めながら平成23年度中を目途に決定していくこととしている。

2 当面の検討課題

平成22年度以降も引き続き高齢者人口の多い区・圏域から段階的な増設を進めていくにあたり、これらの検討課題に加えて、特に受託予定法人の公募・選定手続に関連する事項について整理する必要性が生じている。

(1) 受託予定法人選定基準について

受託予定法人の選定基準については、市運営協議会に設置している選定部会において詳細を決定することとなっているが、「当該募集圏域内でランチ業務を担っている活動実績について、どのように勘案していくのか」について、検討が必要となっている。

今年度の選定基準では、「事業計画に関する事項」（100点中50点配点）において、「地域との連携・ネットワーク構築についての考え方」及び「受託希望圏域における高齢者の実態、地域の実情を踏まえた地域づくりへの取り組み方針」の中で、それぞれ「受託希望圏域におけるこれまでの取り組み」、「受託希望圏域の高齢者の実態や地域特性の理解」について、今後の取り組み方針とは別に評価することとしている。

このことについて、

- 「募集圏域内でランチを運営し、担当職員を専従で配置するなど積極的な活動を展開し、地域とのつながりも深い法人は、他の法人と比較して相当の優位性が認められるのではないか。」という考え方がある。

一方で、

- 「これまでの実績を評価することも必要であるが、今後どのように地域包括ケアの推進に取り組んでいくかが最も重要であり、募集圏域内でのランチとしての活動実績を過大に評価するあまり、募集圏域内での実績のない法人の参入を事実上阻害するような基準とならないよう配慮する必要があるのではないか。」という考え方がある。



- 単に募集圏域内でランチを運営していることのみをもって高い評価とすることは適切ではない。
- しかし、仮に、地域包括支援センターから委託を受けて担当する地域の「総合相談支援業務」「虐待の早期発見・防止などの権利擁護業務」を担うランチとしての活動実績が高く評価されている法人と、募集圏域内で介護保険サービス以外に独自の福祉活動を展開している法人が競合した場合に、活動のベースが異なる両法人の「地域での活動実績」をどのように評価すべきかについて、選定部会委員が共通の認識を持つ必要があるのではないか。
- また、ランチの活動実績の評価にあたっては、評価部会が中心となって取り組んでいる「評価のしくみ」による評価結果を活用することが適当ではないか。
- さらに、募集圏域内でランチとして活動してきた取り組み内容を自己評価し、それを踏まえたうえで今後どのように地域包括支援センターの活動に発展させていくかが大切であり、重要な着眼点として応募法人に周知することも必要ではないか。

(2) 同一法人が受託できる地域包括支援センター数について

今後も地域包括支援センターを増設していくにあたり、同一法人が受託できる数に制限を設けるかどうかを検討する必要がある。

このことについて、

- 「募集圏域ごとに最も優れた法人を選定することになっている以上、結果的に同一法人が何箇所かの運営を受託することになって問題ないのではないか」という考え方がある。

一方で

- 「現に地域包括支援センターの運営実績があるということは、相当の優位性が認められるため、結果的に運営実績のある法人の受託が増え、受託法人の寡占化が進むのではないか。」という考え方や、
- 「多くの法人に地域包括支援センター受託の機会を提供し、運営ノウハウを有する法人を増やすことで、事故等が発生した場合のリスクを最小限にとどめることが可能となるため、同一法人が受託できる数に一定の制限を設けることが必要ではないか。」という考え方がある。



- 数に制限を設けることで、運営ノウハウとともに募集圏域での実績もある法人の参入を阻害することにならないか。
- 他の圏域で地域包括支援センターの運営実績を有する法人が2箇所目以降の地域包括支援センターに応募する際には、現在運営中の地域包括支援センターから中心的なスタッフを配置転換させて新設センターの運営にあたるといった手法がとられることも想定されるため、「現在運営中のセンターの質を低下させないこと」を担保させる必要があるのではないか。

地域包括支援センター運営業務受託法人選考にかかる提案審査の評価項目と配点

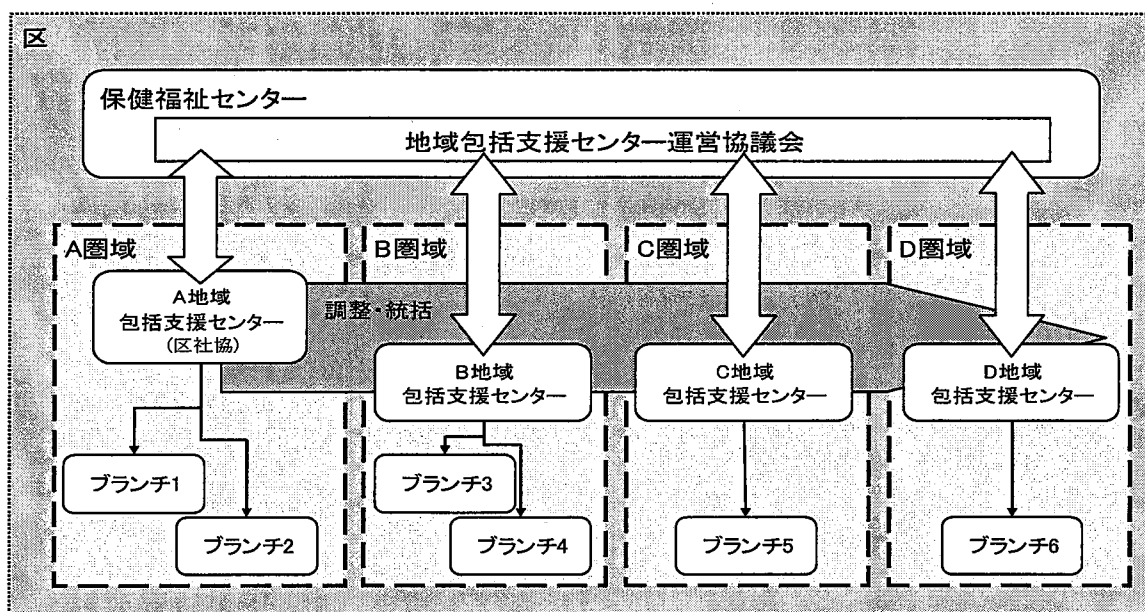
	評価項目	配点
法人に関する事項	法人として安定した運営を行える能力があるか？ ・ センター運営にあたっての基本方針 ・ 経営の健全性・安定性 ・ 高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する実績 法人として社会的責任を果たしているか？ ・ 環境への取り組み ・ 就職困難者等の雇用への取り組み	20
センター運営に関する事項	センターを運営するにあたっての体制が整っているか？ ・ 職員の配置計画と実行性 ・ 職員の研修体制 ・ 利用者の利便性に配慮した設置場所と必要スペースの確保 ・ 公平性・中立性確保のための方策 ・ 個人情報保護の取組みと体制 ・ 苦情解決の取組みと体制	30
事業計画	実効性のある適切な事業計画が立てられているか？ ・ センター業務実施計画とその具体性 ・ 地域との連携、ネットワーク構築についての考え方 ・ 受託希望圏域における高齢者の実態、地域の実情を踏まえた地域づくりへの取り組み方針 ・ 広報啓発活動への取組みの考え方	50

区社協包括が担う区包括の統括・調整機能について（案）

平成 21 年 7 月 22 日 第 1 回大阪市地域包括支援センター運営協議会資料
今後の地域包括支援センターの設置方針について（抜粋）

5 区社会福祉協議会が運営する地域包括支援センターについて

区社協包括については、新設する地域包括支援センターと同様に担当圏域内の中核的な支援機関としての役割を果たしていくとともに、これまで区内で唯一の地域包括支援センターとして、ランチと協働して区内全域をカバーしてきた実績を踏まえ、各区の複数化計画が終了する年度末までの間については、区内の地域包括支援センターを統括・調整する機能を付置することにより、円滑な新体制への移行を図ることとし、以降の役割については平成 21・22 年度で検証し、平成 23 年度中を目途に決定していく。



区社協福祉協議会が運営する地域包括支援センターの統括・調整機能（案）

区全体として取り組むことが効果的・効率的であるもの

- ・ 居宅介護支援事業所連絡会やサービス事業所との効率的・効果的な連携関係構築
- ・ 地区医師会、歯科医師会支部、地区薬剤師会等との連携強化支援
- ・ 地域支援システム(区レベル)における高齢者支援課題検討に向けた調整
- ・ その他のネットワーク構築に向けた諸会議の効率的・効果的な運営調整
- ・ 区生活支援型食事サービス運営委員会の開催

これまでの運営のノウハウを活かした対応が求められるもの

- ・ 多岐にわたる包括業務が順調に運営されているか定期的に情報交換し、高齢者を支援する地域支援体制の中核的存在として共に役割を果たせるよう他の包括を支援

